

「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等の商用利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「文化創造都市高岡」ロゴマーク及び関連イラスト等（以下「ロゴ・関連イラスト」という。）を商用で利用する際に必要な事項を定め、もって「文化創造都市高岡」のPRと魅力発信に寄与することを目的とする。

(ロゴ・関連イラストの利用に関する権利)

第2条 ロゴ・関連イラストの利用に関する一切の権利は、高岡市（以下「市」という。）に属する。

(利用許諾の申請)

第3条 ロゴ・関連イラストを商用で利用しようとする者は、あらかじめ高岡市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用許諾申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴ・関連イラストの利用状況がわかる完成見本・イメージ（デザインラフ・レイアウト原稿等）
- (2) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。ただし、ロゴ・関連イラストのデザイン統一のため、申請されたデザイン等の修正を求めることができる。また、必要があると認めるときは、ロゴ・関連イラストの利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 市長は、利用許諾を行ったときは、「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用の許諾をしないことができる場合)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、ロゴ・関連イラストの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾しないことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき
 - (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき
 - (4) 特定の個人、法人、団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき
 - (6) 申請者が、暴力団員等であることが判明したとき
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用されるとき
 - (8) ロゴ・関連イラストの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
 - (9) 「文化創造都市高岡」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
 - (10) ロゴ・関連イラストの著しい変形その他利用が適当でないと認められるとき
- 2 利用を許諾しない場合は、「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用不許諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(利用許諾の期間)

- 第6条 ロゴ・関連イラストの利用許諾の期間は、利用許諾の日から2年以内とする。
- 2 前項の期間満了後においても、引き続き利用しようとするときは、改めて第3条の規程による利用許諾申請を行い、利用許諾を受けなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、利用者は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、利用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続きロゴ・関連イラストを利用することができるものとする。

(利用上の遵守事項)

- 第7条 第4条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ロゴ・関連イラストの利用が第1条に規定する目的の範囲内にあることに留意し、その趣旨を損なわないように利用すること。
 - (2) 「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用許諾申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
 - (3) 別記「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用の手引で定められ

た色、形状等により正しく利用すること。

- (4) ロゴ・関連イラストに近接して「◎高岡市」または「◎ TAKAOKA City」を表記すること。
- (5) 利用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。なお、市は当該完成品の写真等を告知のため広報に用いることができるものとする。
- (6) 市が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (7) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更)

第8条 利用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 市長は前項に規定する「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、相当と認めるときはこれを許諾し、利用者へ「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等変更許諾通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し利用物件などの回収などの措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反したとき
 - (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反したとき
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
 - (4) 第5条各号いずれかに該当するに至ったとき
 - (5) その他ロゴ・関連イラストの利用継続が不適當であると認められたとき
- 2 市は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 市長は、利用者にもロゴ・関連イラストの利用状況などについて報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第 10 条 この規約による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ・関連イラストを利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 11 条 市は、この規約による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 市は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市はその賠償等について、一切の責任を負わない。

3 利用者は、ロゴ・関連イラストの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 13 条 市長は、ロゴ・関連イラストの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、高岡市生活環境文化部文化国際課が行う。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴ・関連イラストの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 3 月 31 日から適用する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。